

委員からの質問 1

○ 軽自動車税に関する業務について、預貯金照会システム（クラウドサービス）が区と金融機関との間にあるが、このクラウドサービス、クラウドサービス提供事業者は、法令的にはどのような立場にあるのか。

回答

○ 預貯金照会は地方税法の規定（第463条の27第6項等）によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問検査権に基づくものであり、その方法は口頭又は書面（質問の内容を記録した電磁的記録を含む。）のいずれによっても差し支えないこととされています。

預貯金照会におけるクラウドサービス及びクラウドサービス提供事業者について、地方税法及び国税徴収法上の規定はありませんが、サービス利用契約において、機密保持や個人情報保護に関する規定があり、これらの規定によって、照会データに含まれる個人情報を適切に取り扱っています。

委員からの質問2

○ 自転車用ヘルメット購入助成事業に関する業務について、個人情報登録票の収集方法は「本人」に「○」が付いている。本事業においては同居家族のヘルメットも、本人証明を添えて家族が申請できることになっているが、個人情報登録票の記載は「本人」のみの「○」で問題ないか。

回答

○ 個人情報の取扱いに当たり、申請行為については代理人からの申請であっても、本人の意思に基づいて行っているものとみなし、本人収集に当たるものとしているため、「本人」のみの「○」となっています。なお、本人からの委任に係る書面の要不要については、法令等に根拠がある場合を除き、事業主管課において判断するものと考えております。